

会社法

1. 会社とは何か。また、会社法とはどのような法律か。

会社とは、事業遂行のために必要な資金や労力を出資して、会社法の規定によって設立される社団法人です。会社は、①営利性、②社団性、③法人性、があるとされます。

会社法とは、会社の設立から解散までの手続、構成員相互間及び会社と構成員間の関係、業務執行の方法等を規定した法律です。

2. 資本金の概念とは何か。

資本金とは「会社財産確保のための基準となる一定の金額」です。

3. 株式会社の資本に関する3原則とは何か。

資本充実の原則とは、資本金の額に相当する財産が現実には会社に拠出されなければならないという原則です。

資本維持の原則とは、資本金の額に相当する財産が現実には会社に保有されていない場合には、剰余金の配当等を行うことができないという原則です。

資本不変の原則とは、会社が自由に資本金を減少することができないという原則です。

4. 株式とは何か。

株式とは、株式会社の社員である株主の地位のことです。株式は、細分化された均一の割合的単位の形をとります。これは、個性を喪失した多数の者が会社に参加することを容易にするためです。

株主による投下資本回収の手段のため、原則として、株式は自由に譲渡できます（会社法 127 条）。

5. 株主平等の原則とは何か。

株主平等原則とは、株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない、という原則です（会社法 109 条 1 項）。

株主平等の原則は、株主総会における多数決の濫用や、取締役等の権限の濫用に対する歯止めとなる機能を果たしています。

株主平等原則は、剰余金の配当（会社法 454 条 3 項）、株主総会における議決権（会社法 308 条 1 項）、残余財産の分配（会社法 504 条 3 項）等の規定にあらわれています。

6. 会社の種類にはどのようなものがあるか。

会社には、①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、の4種類があります。②③④を総称して持分会社と呼びます。

7. 株式会社とはどのような会社か。

株式会社とは、出資者が自ら事業を行う場合のみならず、経営に参加することができない多数の出資者から資金を集めて大規模な事業を行うことが可能な法的機構をとる会社類型です。

出資者に会社経営の意思や能力がない場合であっても、適切な会社経営ができるようにするため、出資者としての地位（株主）と経営者としての地位（取締役）を分離し（所有と経営の分離）、社員の地位を経営能力の点において無個性化しています。

8. 株式会社の機関にはどのようなものがあるか。

機関とは、法律上、会社の意思決定やその対外的対内的行為を行う権限が与えられた自然人又は合議体のことをいいます。例として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、会計参与等があります。

株主総会と取締役はすべての株式会社に存在します（会社法 295 条、326 条 1 項）。その他の機関は、機関設計のルールに従って、設置されます（会社法 326 条～328 条）。

9. 株式会社の定款に必ず記載しなければならないことは何か。

株式会社の定款には、①目的、②商号、③本店の所在地、④設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、⑤発起人の氏名又は名称及び住所、を必ず記載する必要があります（会社法 27 条、絶対的記載事項）。また、発行可能株式総数の定めについても会社の成立のときまでに定款に定める必要があります（会社法 37 条 1 項）。

10. 会社の種類により社員の責任はどのように違うか。

株式会社の株主は、出資の範囲内でのみ責任を負う間接有限責任社員のみからなります。合名会社の社員は、全員無限責任を負います。合資会社は、無限責任社員と有限責任社員からなります。合同会社は、有限責任社員のみからなります。

会社法

全体構造

問題

次の（ ）に語句を入れて文章を完成させなさい。

問1

会社の特徴は、(①)性、(②)性、(③)性である。

正しい場合には○を、誤っている場合には×を_____部分に記入しなさい。

問2

会社財産が資本金の額を下回ることは許されない。

問3

資本金の額を定款の記載事項として、定款に定められた資本金の額に相当する株式の全部が引き受けられることを要求する資本確定の原則は、会社法のもとで採用されている。

問4

株式会社においては、その社員たる地位(株式)は均一の割合的単位の形をとっている。

問5

株主平等の原則は、株式会社が、株主を、その有する株式の数に比例して平等に取り扱わなければいけない原則をいう。

問6

持分会社には、合名会社と合資会社の2つがある。

問7

株式会社においては、株主が取締役を兼任しなければならない。

問8

監査役会設置会社は取締役会を置かなければならない。

問9

公開会社ではない会計参与設置会社は、取締役会設置会社であっても、監査役を置かなくてよい場合がある。

問10

指名委員会等設置会社は、監査役を設置することができる。

問11

公告方法は定款の絶対的記載事項である。

問12

合同会社の社員は全員が有限責任社員である。

会社法

全体構造

解説

問1

会社の特徴は、(①)性、(②)性、(③)性である。

【解答】①営利、②社団、③法人

問2

会社財産が資本金の額を下回することは許されない。

- × 会社財産は増減するものであるから、それが基準である資本金の額を下回することは当然にあり得る。資本金の意義は、このような場合には剰余金の配当をすることは許されない等とする基準となることにある。

問3

資本金の額を定款の記載事項として、定款に定められた資本金の額に相当する株式の全部が引き受けられることを要求する資本確定の原則は、会社法のもとで採用されている。

- × 資本金の額を定款の記載事項とせず、また、資本金の額から株式の数を決定することもない会社法のもとでは、資本確定の原則は採用されていない。

問4

株式会社においては、その社員たる地位（株式）は均一の割合的単位の形をとっている。

- 社員たる地位を不均一とすると、多数人の参加が予定される株式会社においては、持分を譲渡する場合にその価格の計算が複雑になる等の不都合が生ずることから、株式は均一の割合的単位の形をとっている。

問5

株主平等の原則は、株式会社が、株主を、その有する株式の数に比例して平等に取り扱わなければならない原則をいう。

- × 会社法 109 条 1 項は、必ずしも比例的取り扱いを要求していない。また、株式の内容に応じた平等も要求される。

問6

持分会社には、合名会社と合資会社の2つがある。

- × 持分会社には、合名会社、合資会社及び合同会社の3つがある。

問7

株式会社においては、株主が取締役を兼任しなければならない。

- × 多数の出資者がいちいち経営上の意思決定を行ったり、執行をすることは多大なコストがかかることから、所有と経営は分離されている。条文上も、公開会社においては取締役が株主でなければならないという定款の定めを設けることは許されないとされている（会社法 331 条 2 項本文）。

問8

監査役会設置会社は取締役会を置かなければならない。

- 会社法 327 条 1 項 2 号。

問9

公開会社ではない会計参与設置会社は、取締役会設置会社であっても、会計監査人設置会社である場合を除き、監査役を置かなくてよい。

- 会社法 327 条 2 項, 3 項。

問10

指名委員会等設置会社は、監査役を設置することができる。

- × 会社法 327 条 4 項。

問11

公告方法は定款の絶対的記載事項である。

- × 公告方法は、定款に何も記載がなければ、官報となる（会社法 939 条 4 項）。

問12

合同会社の社員は全員が有限責任社員である。

- 会社法 576 条 4 項。